

監督・検査の実施について

(論点) 公正な競争の前提として監督・検査の適切な実施が必要であると考
えられるが、特にどのような取組みを行うことが効果的か。

1. 基本的な考え方

監督・検査は、会計法及び地方自治法により実施を義務付けられているものであるが、入札契約適正化法に基づく調査結果によれば、特に市町村においては、このための基準を策定し、また、公表している発注者は必ずしも多くない。

このように、発注者によっては、必ずしも十分な監督・検査が実施されていない状況にあるものと考えられるが、監督・検査の適切な実施は、施工の質を確保するために不可欠な要素であり、公平な競争の前提となるものであることから、その実施を徹底する必要がある。

2. 具体的な検討事項

地方公共団体が監督・検査を実施するに当たって必要あるいは参考となる基準や情報を国が積極的に提供するなど、地方公共団体の取組みの支援を行うべきではないか。

特に、市町村の担当職員の技術力向上のため、国や都道府県の監督・検査の現場に立会い実地研修を行うことや、技術者育成研修を行うべきではないか。

さらに、監督・検査を行う者の個人的能力を体系的に向上させるための取組みについても検討すべきではないか。

また、市町村によっては、体制上の制約があるほか、工事の発注が少なく、監督・検査のための十分なノウハウが蓄積されづらい場合もあると考えられることから、監督・検査を適正に実施することが困難であると認めるときには、その業務の全部又は一部を都道府県や国、あるいは

その他の外部の第三者機関が実施することについて、積極的に検討すべきではないか。

公共工事の監督・検査

契約締結後、当該契約の完全な履行を図るため、会計法及び地方自治法により、監督・検査を行うことが義務付けられている。
なお、必要に応じ外部委託して実施することも認められている。

【会計法第29条の11】（地方自治法においても同趣旨の規定が置かれている）

- 1 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合において、…自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。
- 2 契約担当官等は、…自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認…をするため必要な検査をしなければならない。
- 5 契約担当官等は、特に必要があるときは、…国の職員以外の者に第1項の監督及び第2項の検査を委託して行なわせることができる。

【地方公共団体における基準の策定状況】

(監督基準)

	策定済み	未策定
都道府県	45 95.7%	2 4.3%
指定都市	12 92.3%	1 7.7%
市区町村	1627 51.8%	1515 48.2%
計	1684 52.6%	1518 47.4%

(検査基準)

	策定済み	未策定
都道府県	46 97.9%	1 2.1%
指定都市	13 100.0%	0 0.0%
市区町村	1738 55.3%	1404 44.7%
計	1797 56.1%	1405 43.9%

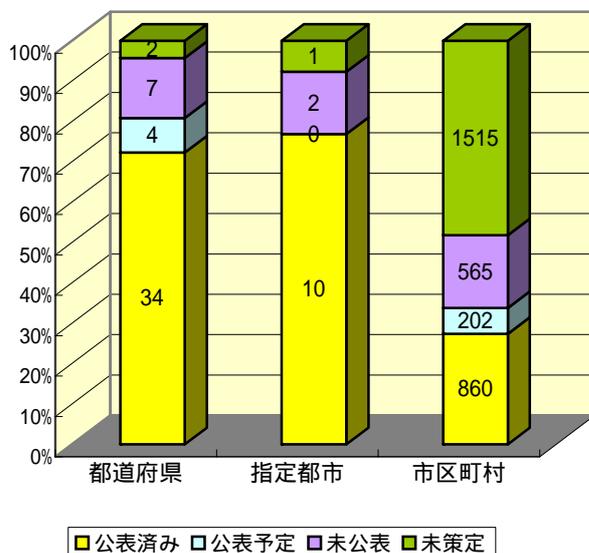
地方公共団体における監督検査基準の公表について

(平成16年3月末現在)

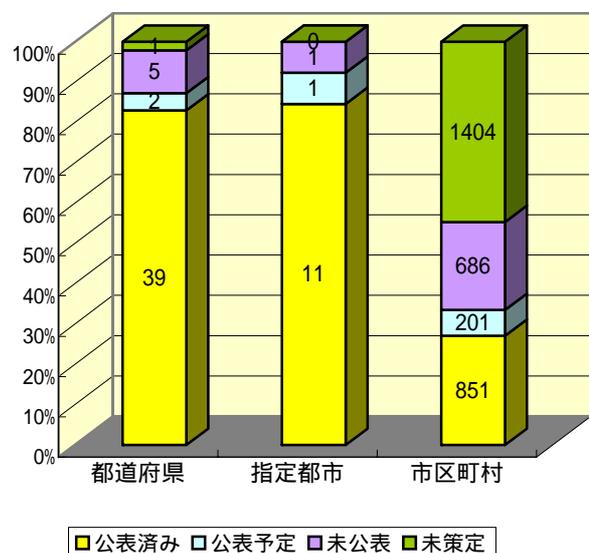
工事の監督・検査は、工事の品質を確保するために重要な役割を果たすものであるが、その基準の策定、公表の状況は、必ずしも十分ではなく、公表済み団体は3割程度となっている。

		公表済み		公表予定		未公表		未策定	
		14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
監督基準	都道府県	37	34	4	4	6	7	0	2
		78.7%	72.3%	8.5%	8.5%	12.8%	14.9%	0.0%	4.3%
	指定都市	10	10	1	0	2	2	0	1
		76.9%	76.9%	7.7%	0.0%	15.4%	15.4%	0.0%	7.7%
監督基準	市区町村	782	860	253	202	697	565	1464	1515
		24.5%	27.4%	7.9%	6.4%	21.8%	18.0%	45.8%	48.2%
	計	829	904	258	206	705	574	1464	1518
		25.5%	28.2%	7.9%	6.5%	21.6%	17.9%	45.0%	47.4%
検査基準	都道府県	37	39	4	2	6	5	0	1
		78.7%	83.0%	8.5%	4.3%	12.8%	10.6%	0.0%	2.1%
	指定都市	10	11	1	1	2	1	0	0
		76.9%	84.6%	7.7%	7.7%	15.4%	7.7%	0.0%	0.0%
検査基準	市区町村	782	851	253	201	697	686	1464	1404
		24.5%	27.1%	7.9%	6.4%	21.8%	21.8%	45.8%	44.7%
	計	829	901	258	204	705	692	1464	1405
		25.5%	28.1%	7.9%	6.4%	21.6%	21.6%	45.0%	43.9%

監督基準の公表状況



検査基準の公表状況

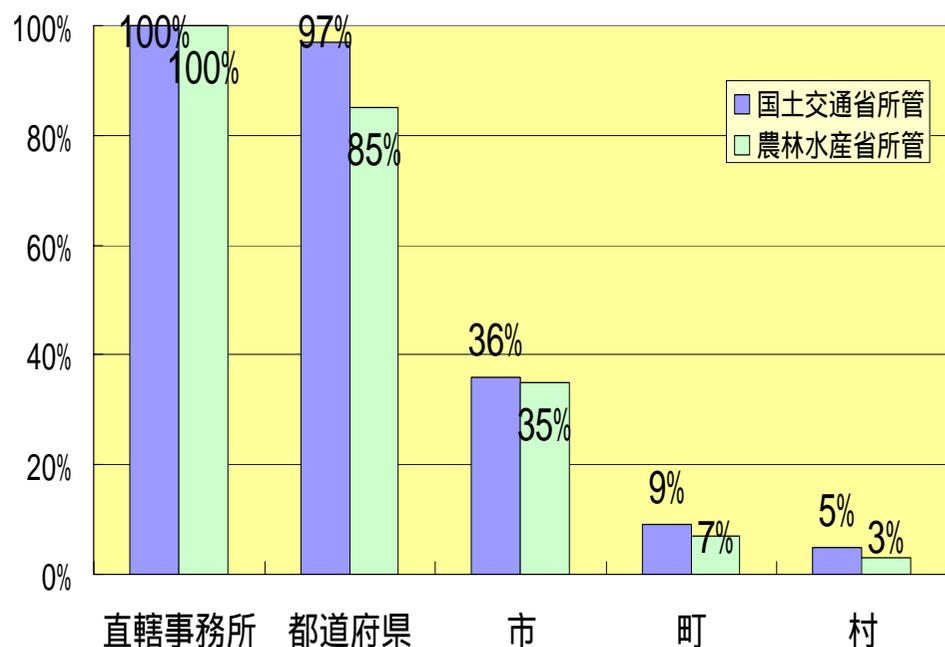


公共工事における監督・検査の実施の状況

平成14年度会計検査院 会計検査結果

「公共工事の品質を確保するための監督・検査体制等の整備状況について」(特定検査項目)より

監督要領等の整備状況(整備率)



検査要領等の整備状況(整備率)

